

ID: 18

担当部署: 地域安全課

処分の概要	見舞金の返還等		
例規名 根拠条項	高根沢町犯罪被害者等支援条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	令和4年規則第14号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (見舞金の返還等)</p> <p>第11条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。</p> <p>(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)支給決定取消通知書(様式第8号)により、当該支給決定者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日